

# 琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉（共同声明関係）復帰関連  
国内措置（対内）(7)

|       |                                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語:<br>出版者:<br>公開日: 2019-01-28<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属:       |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43355">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43355</a> |

地征協定關係部會款彙錄

0  
0  
0  
0

- ・ 第1回地位協定関係部会試題 (45.1.9)
- ・ 同上試筆録 (45.1.14 米北1)
- ・ 部会の運営について (軍用地関係) (45.7.23)
- ・ 7月24日の特別部会の試筆進行について

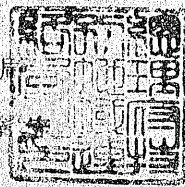
安全保障課長

経特第171号

昭和45年1月16日

外務省  
アメリカ局北米第1課長 殿

総理府特別地域連絡局  
参事官 加藤 幸



沖繩復州対策各省庁担当官会議部会の開催について

(通知)

標記会議を下記により開催しますので、御出席願います。

記

商標

- 1. 部会名 地位協定部会(第2回)
- 2. 日時 昭和45年1月20日(火) 午後2時
- 3. 場所 総理府副室
- 4. 議題
  - (1) 現地調査報告
  - (2) 分科会の構成及び当面の議題整理
  - (3) 現地調査計画
  - (4) その他報告事項



総 理 府

出席者氏名米北一(445) 吉川(1) 内連絡下る。

地位協定関係部会 議事要録 (昭和45.1.9 第1回)

1. 議題

- (1) 部会の当面の運営要領について
- (2) 部会の所管の範囲について
- (3) 現地調査の実施と今後の調査計画について
- (4) 華労働者離職者対策について

2. 決定事項

- (1) 部会の運営について
  - ア. 差し当り次の分科会を設ける。構成メンバーについては次回に総理府案を提示し検討する。
    - ① 総括分科会
    - ② 施設分科会
    - ③ 労務分科会

イ. 施設、労務以外の地位協定事項を取り扱うための分科会を設置する必要があれば必要に応じ検討することとし、差し当りの総括、施設、労務の三分科会をまとめて決定する。

ウ. 部会の運営については差し当り、特選局総務課長、外務省ア川カ局北米第一課長、防衛施設庁調停官が

これに当る。

(2) 現地調査

ア. 1月14日～17日まで現地総括調査を行おうとし総理府、外務、防衛施設庁の三者をキックオフ構成する。

イ. 同調査結果の報告会を1月20日2時から行おう。

ウ. 今後個別調査を行おう必要があるものについては今回の調査報告聴取のり之協議する。

45. 1. 20

地位協定関係部会分科会の構成について  
(特連局長)

1. 総括分科会

外務省、防衛施設庁、特連局

2. 施設、区域分科会

外務省、法務省(民)大蔵省  
防衛施設庁、特連局

3. 労務分科会

外務省、労務省、防衛施設庁  
特連局

(結論) 了承

才2回地位協定関係部会

45. 1. 20.

(議題)

1. 地位協定関係部会の構成

ア. 総括分科会

外務省、防衛施設庁、特連局

(注: 通信、気象、同救救、民間航空、出入国、賦税、

刑事裁判の各分科会は当分必要に依り、総括

分科会でとりおためているから、刑事裁判については

こゝまで沖総任民の権闘争の主要目標であつ

た、国会でもいふはとらげられている。軍労務

者問題に似たり性格をいかに、総括分科会

かりおためたことについて再確認するに)

イ. 施設区域分科会

外務省、大蔵省(国有財産提供施設関係)、

法務省(民権的)、防衛施設庁、特連局

(注: 川港法(運輸者関係)とどうするか。那覇港

は一方は民側が利用している商業港とあり

たり、反対側は米軍港と存している。運輸者

の意見に徴する必要は否いか。

(2) 建設省国土地理院、沖総の土地調査を

自らの手で行なってきた、事情は同院が  
十分把握していると思われ、職権をメンバー  
に知照してはどうか、同院にお席から  
その事情をきくかどうか、きく場合は何時、  
どのような形式で行なうか。

① 道路橋梁(建設省関係)はどうするか。

之 労務分科会

外務省、労働省、防衛施設庁、特産局

2. 総括調査団報告(防衛施設庁会連絡調整官)

3. その他

(注) (1) 上述の問題については、司法、法務部会において

民事局  
部長  
報告

報告をきくことは、本部会において  
聞くかどうか。

(2) 中総の上述問題の法律的検討を始める

必要があると思われ、どのような形式で  
はじめるか。

次回は 2月中旬頃 { 施設 各分科 準備  
労務 }



通務課長  
 法務課長  
 米北一課長

地位協定関係部会（外/内）議事録

25.1.14  
 米北

本件部会外/内会合11/1月9日別紙1の周知  
 省庁担当官出席の下、総括者による開催された。

この日、本会合は主に部会の運営及び分科会の設置  
 について討議された。決定事項次のとおり。

1. 部会の運営と取上げのべき内容

(1) 部会日、総括者による庶務的業務の執行の事。

外務省と総括府の共管の形で運営する。

(2) 取上げのべき内容中、当面施設・区域問題

及び業務問題と、その他問題については

逐次必要に応じて取上げを行く。

2. 分科会

施設・区域、業務及び総括の3分科会を

GA 6

外務省

設置部

3. 29日

(1) 防犯施設等の計画（25.1.10）の進捗状況

及び総括者による総括報告書の報告（25.1.10）  
 （千葉米北一課長より防犯施設等に関する報告）

改訂の検討中。

(2) 総括報告書の、基地業務者、自衛隊員の問題

の取上げの検討中。

なお、本会合における討議要旨については、参考資料。

記

1. 部会、運営及び分科会の設置

(1) 総括者による、本部会設置のべきことに関する

経、岸総務課長（特連府）の、特連府の会議

記録等、庶務的業務の担当（10.1.10）、地位

協定の実際の適用に関する報告の問題、その他

GA 6

外務省



海外記者の立寄り及び、向省の発言の本  
部会、運営、重要事項の供与有らば、本部会

運営、外務省と総務省との共管の形式で行な  
うこと、また外務省との協議の最終決定

決定することとした。

(2) 岸総務課長が、施設移設協定の

内容として、(1)の事項の、地位協定、沖縄の  
適用準備、今後進めよう、本件部会分科

会の種類等について、外務省の意見と求むるに  
松原課長が、協議協定、中心地位協定事

項として、(1)の事項の、少くも、(1)の事項、(1)の事項  
原協定協定、合意議事録を処理し、(1)の

説明、(1)の事項、佐藤事務官(米比)が、(1)の事項  
協定協定の内容として、協定中の行事事項

と、(1)の事項、(1)の事項、今後協議協定作成  
(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項

(1)の事項、(1)の事項、地位協定、沖縄の適用  
(1)の事項、(1)の事項、今後協議協定作成

(1)の事項、東京の外交経路、(1)の事項、(1)の事項  
(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項

員会、(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項  
東京の外交経路、(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項

(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項  
(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項

(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項  
(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項

機構等について、説明、(1)の事項  
(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項、(1)の事項

分科會之... 施設、區域、系統、  
向也討論、通商等以考慮水... 者每

前二者... 重要... 先打實態調查  
心... 考... 旨... 旨...

院... 施設... 同意... 前置  
上... 及... 中... 中...

中... 諸... 諸... 諸...



此... 考... 考... 考... 考...  
... 考... 考... 考... 考...

... 考... 考... 考... 考...  
... 考... 考... 考... 考...

(以) 諸... 諸... 諸... 諸...  
... 諸... 諸... 諸... 諸...

考... 考... 考... 考...  
... 考... 考... 考... 考...

... 考... 考... 考... 考...  
... 考... 考... 考... 考...

協... 協... 協... 協...  
... 協... 協... 協... 協...

事... 事... 事... 事...  
... 事... 事... 事... 事...

~~中華人民共和國~~ 實施調查必要  
之調査。先對調查對象之(目的)之必要

也。(一) 問題之大概把持(分析) 施設・區域  
分類及(二) 調査之(調査)之(調査)之(調査)之

方面 施設・區域、業務及(三) 調査(調査)之(調査)之(調査)之

付) 調査(調査)之(調査)之(調査)之(調査)之(調査)之

(三) 参考資料(一) 外務省(外務省)之(調査)之(調査)之(調査)之

作成(調査)之(調査)之(調査)之(調査)之(調査)之

心(調査)之(調査)之(調査)之(調査)之(調査)之

及(調査)之(調査)之(調査)之(調査)之(調査)之

特種(岸線(岸線)之(調査)之(調査)之(調査)之(調査)之

各省(各省)之(調査)之(調査)之(調査)之(調査)之

岸線(岸線)之(調査)之(調査)之(調査)之(調査)之

各省(各省)之(調査)之(調査)之(調査)之(調査)之

各省(各省)之(調査)之(調査)之(調査)之(調査)之

各省(各省)之(調査)之(調査)之(調査)之(調査)之

岸詞表行 總括諸生( ) 訪評( ) 際( )  
持盾用 移行( ) 題( ) 配小( ) 得( ) 行( )

( ) 方( ) 指諸( ) 防( ) 施( ) 設( )  
( ) 同( ) 行( ) 復( ) 障( ) 前( ) ( ) 持( ) 盾( ) 用( ) 移( ) 行( )

二( ) 三( ) 四( ) 意( ) 見( ) 統( ) 一( ) 出( ) 牙( ) 本( ) 本( ) 打( ) 拍( )  
另( ) 幼( ) 者( ) 的( ) 同( ) 省( ) 七( ) 八( ) 行( ) 的( ) 結( ) 論( ) 不( ) 出( ) 口( )

心( ) 以( ) 自( ) 的( ) 證( ) 明( ) 必( ) 須( ) 在( ) 三( ) 五( ) 年( ) 內( ) 完( ) 成( ) 本( ) 國( ) 合( ) 格( )  
出( ) 口( ) 同( ) 題( ) 議( ) 論( ) 行( ) 在( ) 出( ) 口( ) 二( ) 三( ) 年( ) 內( )

- C
- C
- C
- C

# 極秘

45.7.23

## 部会の運営について(軍用地関係)

1. 軍用地問題(これに関連する請求権を含む。)について、分科会を設けて審議の促進を図る。
2. 分科会のメンバーは、外務省、法務省、(大蔵省)施設庁、対策庁とし、必要に応じ他の省庁の参加を求める。
3. 分科会における審議事項の性質上、機密保持につき、格段の配慮をする。
4. 分科会は、原則として毎月二回程度開催する。
5. 現地調査を必要とする事項があれば、早目にこれを実施する。

DFMA: 2025年 2月 24日 5/24日

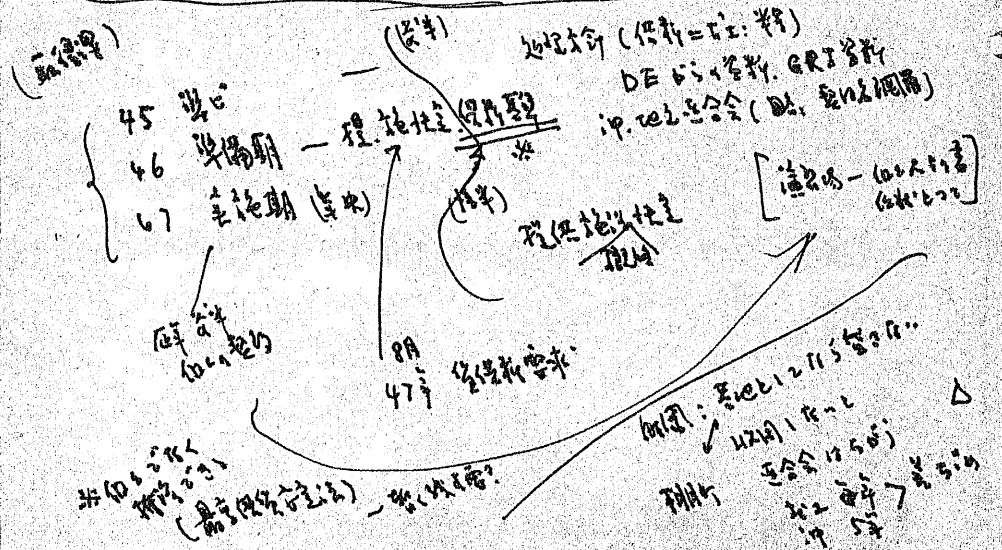
新聞 - 10月

|                  |       |          |     |
|------------------|-------|----------|-----|
| 期日               | 期日    |          |     |
| 1) 1950年以前に土地所有地 | 45016 | 5/28,959 | 482 |
| 2) 1950年以前に土地所有地 | 2330  | 1568     | 227 |
| 3) 土地所有地         | 316   | 75,000   | 17  |
| 4) 土地所有地         |       |          |     |

1950年以前に土地所有地 (1950年以前に土地所有地)

土地所有地 (1950年以前に土地所有地)

土地所有地 (1950年以前に土地所有地)



DFAA - (044212057) 194117

### 軍用地に関する問題点

#### I 軍用地主相互間の権利関係について

1 軍用地およびその周辺の土地についての関係地主の権利が不明確であるものが多いとされているが、その実態はいかなるものか。

(1) 権利関係が不明確なものは、大部分か一部分か。

( 権利関係不明確な土地が、地主数、筆数および坪数でどの位あるか。 )

(2) 権利関係がどのような点で不明確であるか。

(ア) 当該軍用地に所有地があることについては争いはないが、単に筆界がはつきりしないというものが多いかどうか。

(イ) 所有権自体について争いがあるものが多いかどうか。

..... いわゆる所有権喪失地主の実態

..... 二重利得者の実態

(ウ) 所有者不明土地の実態

..... 所有者の判明している土地と所有者不明の土地とは特定識別できるか。

(エ) 公図と軍用賃借権の設定されている実地とのずれは、具体的にどのようなものか。

DFAA  
?

(オ) 軍用地の範囲は、具体的に明確になつているか。

2 復帰までの間に、権利関係を明確にできる方策があるか。

もし、これが不可能とすれば、これに代るべき解決策として、どのようなものが考えられるか。

(1) 今後復帰までの間における土地調査の進捗により、権利関係の明確化が期待できるか。

(2) 目下進行中の航空写真による測量が、権利関係明確化の手がかりとなるのではないか。

(3) 上記の航空写真中、軍用地については、ネガが黒くぬりつぶされているが、当該軍用地のりん画は明らかであるから、総面積を算出することができる。

したがって、当該軍用地についての所有者および所有面積について争いがない場合においては、地主間の協議により、土地区画整理のような方式による配分を行なうことにより、解決することが可能ではないか。

(4) 著しく形質変更された基地内に立入って測量等を行うことに、どれだけの実益があるか。( 航空写真利用と同じことになりはしないか。 )

3. 軍用地地主相互間の権利関係の実態を把握するため、次のような現地調査を行なう必要があるか。

- (1) 琉球政府法務局（臨時土地調査庁を含む）等により、既存の資料の提出を求め、権利関係不明の土地の実態を把握する。
- (2) 権利関係明確化またはこれに代るべき方策について、琉政当局者と協議する。
- (3) 上記に関する立法に必要な資料を収集する。

現在軍用地  
 約 200-250 区画  
 0.000001  
 ↓  
 0.000001  
 ↓  
 陸地所有権の  
 不明  
 ↓  
 権利関係不明  
 ↓  
 不明

ONTA ..... 既知以外に公益の確保は重要

口述記録、土地公法第10条-第10

法務 HC 今 203  
 (577)  
 { 地盤  
 地主  
 3区

貸借対価地を主として (軍用地)  
 適宜に条件を付し貸借契約  
 半々貸借対価 R-day 2100  
 ↓  
 0.000001 同様に R-day 2100  
 0.000001 (R-day 2100 外圍に付地) 現在  
 不明

△ 377: 貸借対価に代りては  
 現在は必要以上の法が...  
 解決要求 - 1件  
 477: 土地を貸借対価の R-day 2100 付地を  
 包括水租 貸借対価 R-day 2100  
 477: 小規模な地 (R-day 2100) 同様に R-day 2100  
 477 (半) R-day 2100 付地  
 477: 土地を貸借対価に代りては R-day 2100 付地  
 477: 土地を貸借対価に代りては R-day 2100 付地  
 477: 土地を貸借対価に代りては R-day 2100 付地

## II 復帰に伴う軍用地の移管方法について

1 考えられる方式として、次のようなものがあるのではないか。

- (1) 復帰前にできるだけ関係地主間の権利関係を明らかにするとともに、日本政府が、地主との間に本土並みの賃貸借契約を締結するよう努力するものとする。

復帰までに契約できなかつた軍用地については、暫定措置として一定の期間従前どおり米軍に使用を認めることとし、日本政府は、当該期間中に地主との間の契約締結を図るものとする。

( 講和発効の際とられた方式である。 )

上記の契約が不可能なものについては、収用の手続をとる。

上記の暫定期間中の使用については、補償を行なう。

- (2) いわゆる包括承継の方式をとる。

すなわち、復帰前に米軍がした収用の処分につい

DFAAの考え

( 20年間の賃貸借  
は直ちに終了 )

米軍に相違  
も出ない

ては、日本政府がなした収用とみなすこととし、琉球政府と地主がなした契約による軍用賃借権を、そのまま日本政府が承継することとする。

- 2 関係地主との契約締結を促進するためには、次のような問題点を解決する必要があるのではないか。

(1) 復元補償

(2) 賃料の改定

(3) 復帰後における黙認耕作地の取扱い

- 3 参考となる先例

昭和27年の講和発効の際は、地位協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法附則により、次のような措置がとられている。

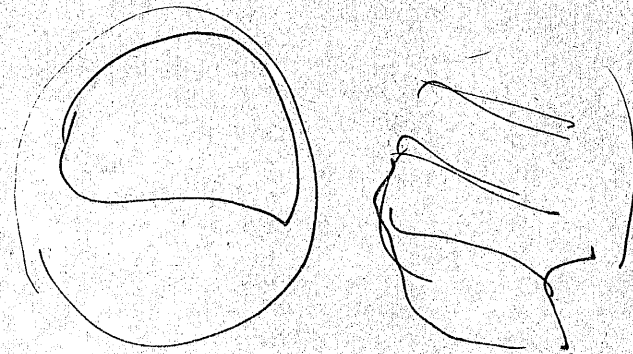
この法律施行の際( 27. 5. 15 )、連合国最高司令官の要求に基づく使用を現に継続している土地等で、安保条約発効の日から90日を経過した後、なお引き続いて駐留軍のために使用する必要があるものについて、土地等の所有者及び関係人との間に使用についての協議が成立しないときは、調達局長は、安保条約の効力発効の日から90日以内に、使用しようとする土地の所在、



種類、数量及び使用期間を土地等の所有者及び関係人に通知して、6月をこえない期間においてこれを一時使用することができる。

小笠原 5年以内

DFAA 桑本潤博氏 桑本信行博士  
45人 135坪 伊藤取得博士 (貸付)



特別部会の運営について(軍用地関係)

1 軍用地問題(これに関連する請求権を  
含む)について、分科会を設けて  
審議の促進を図る。

(大蔵省)

2 分科会のメンバーは、外務省、法務省、  
施設庁、対策庁とし、必要に応じ他の省  
庁の参加を求める。

3 分科会における審議事項の性質上、  
機密保持につき、格段の配慮をする。

4 分科会は、原則として毎月二回程度  
開催する。

5 現地調査を必要とする事項があれば、  
早目にこれを実施する。

軍用地に関する問題点

I 軍用地主相互間の権利関係について

1 軍用地およびその周辺の土地について  
の関係地主の権利が不明確であるもの  
が多いとされているが、その実態はいかなる  
ものか。

(1) 権利関係が不明確なものは、大部分  
か一部分か。  
(権利関係不明確な土地が、地主  
数、筆数および坪数でどの位  
あるか。)

(2) 権利関係がどのような点で不明確で  
あるか。

(1) 当該軍用地に所有地があること  
については争いがないが、単に筆界  
がはっきりしないというものが多いかど  
うか。

(ロ) 所有権自体について争いがあるものが多いかどうか。

----- いわゆる所有権喪失地主の実態

----- 二重利得者の実態

(イ) 所有者不明土地の実態

----- 所有者の判明している土地と所有者不明の土地とは特定識別できるか。

(エ) 公園と軍用賃借権の設定されている実地とのずれは、具体的にどのようなものか。

(ホ) 軍用地の範囲は、具体的に明確になっているか。

ス 復帰までの間に、権利関係を明確にできる方策があるか。

もし、これが不可能とすれば、これに代るべき解決策として、どのようなものが考えられるか。

(1) 今後 復帰までの間における土地調査の進捗により、権利関係の明確化が期待できるか。

(2) 目下進行中の航空写真による測量が、権利関係明確化の手がかりとなるのではないか。

(3) 上記の航空写真中、軍用地については、ネガが黒くぬりつぶしてあるが、当該軍用地のりん厩は明らかであるから、総面積を算出することができる。

したがって、当該軍用地についての所有者および所有面積について単一がない場合においては、地主間の協議により、土地区画整理のような方式により配分することにより解決することが可能ではないか。

(4) 著しく形復変更された基地内に立入って測量等をするには、いれだけの実益があるか。(航空写真利用と同じことになりはしないか。)

22の関係を  
含む

3 軍用地 地主相互間の権利関係の  
実態について 現地調査を行なう必要  
があるか。

(1) 琉球政府法務局(臨時土地調査庁を含む)等より、既存の資料の提出を求め、権利関係不明の土地の実態を把握する。

(2) 権利関係明確化またはこれに代るべき方策について、琉政当局者と協議する。

(3) 上記に関する立法に必要な資料を収集する。

## II 復帰に伴う軍用地の移管方法について

1 考えられる方式として、次のようなものがある。

(1) 復帰前<sup>(できる限り)</sup>に 関係地主間の権利関係を明らかにするとともに、日本政府が地主との間に本土並みの賃貸借契約を締結するよう努力するものとする。

復帰までに契約できなかった軍用地については、暫定措置として一定の期間従前どおり米軍に使用を認めることとし、日本政府は、当該期間中に地主との間の契約締結を図るものとする。

(講和発効の際とられた試みである)

上記の契約が不可能なものについては、牧用の手続をとる。

上記の暫定期間中の使用については、補償を行なう。

(2) いわゆる包括承継の方式をとる。

すなわち、復帰前に米軍が<sup>した</sup>牧用<sup>地</sup>の処分については、日本政府がなした牧用とみなすこととし、琉球政府と地主がなした契約による軍用賃借権を、そのまま日本政府が承継することとする。

2 関係地主との契約締結を促進するためには、次のような問題点を解決する必要がある。

(1) 復元補償

(2) 賃料の改定

(3) 懸留耕作地の復帰後の取扱

参考となる先例

昭和27年の講和発効の際は、地位協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法附則により、次のような措置がとられている。

この法律施行の際(27.5.15)、連合軍最高司令官の要求に基づき使用を現に継続している土地等で、安保条約発効の日から90日を経過した後、なお引き続き舊主官軍のために使用する必要があるものについて、土地等の所有者及び関係人との間に使用についての協議が成立しないときは、調達局長は、安保条約の効力発効の日から90日以内に、使用しようとする土地の所在、種類、数量及び使用期間を土地等の所有者及び関係人に通知して、6月をこえない期間においてこれを一時使用することができる。

土地用補償  
北米軍  
以用  
の置。  
(実務上の注意)

小室 29

秋

45. 7. 22

7月24日の特別部会の議事  
進行について

- 1 当日は、時間的にみて各論的な審議にはいることは、困難と考えられる。
- 2 地位協定部会が久しく開かれていないことにかんがみ、当日は、その後に行なわれた防衛施設庁等の実地調査(労務及び軍用地)の結果をきいたうえで、今後の部会の運営方針を協議することに重点を置く。
- 3 これまで、どちらかといえば消極的態度をとってきた防衛施設庁に積極的な態度をとらせるよう仕向けるものとする。  
特に軍用地の問題については、復帰が近づけば近づくほど、条件派から足許をみられ解決が困難となるおそれがないとは言えないので、この点を対策庁として強調し、審議の促進を呼びかけることとする。

4 当面、軍用地問題と労務問題は、  
別個の分科会を設けて審議の促進  
を図ることを提案する。

5 軍用地関係の分科会を設けることとした  
場合の運営の方針および問題点は、  
別紙のとおりである。